



申3号「乗務員の業務等の見直し」に関する申し入れ団交報告

12月14日申3号団体交渉を行いました。9月15日に提案を受けた内容は、これまで運用行路表に指定された労働時間、乗務員勤務制度を含む乗務員の業務に関して団体交渉を積み重ねて整理してきた議論に影響があると考え、団体交渉に臨みました。

1. 新潟支社において「早目出場(3分)」のための労働時間が3分付加されているのか明らかにすること。
(会社) 運転士は含めている。車掌は定められた時刻に出場。異常時は考えず、平常時として算出する。
2. 「早目出場の見直し」に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
(会社) 実測をしながら余裕をもって計るので、文字では3分だがあくまでも3分削る訳ではない。
4. 「発車看視」の廃止に伴い新潟支社においてモデル時間から減じる時分があるのか明らかにすること。
(会社) 歩いた中で変動はあるが実作業をベースにしている。
(組合) 異常時に手伝う事や通告券受け渡し等があれば作業報告書を提出することで良いか。
(会社) 必要な作業には必要な賃金を支払うので報告して頂ければ良い。
6. 新潟支社における「入区点検」の指導内容を明らかにすること。
(会社) 運転士作業標準集に書かれている。入区しているならブレーキ不緩解や台車不具合脱線はない。
7. 「入区点検」に要する作業時分を車種・編成両数による違いを含めて明らかにすること。
またその時分を減じるのか明らかにすること。
(会社) 実測の中で変化はある。電車の車種ということで違いは無い。EL、DC等の違いはある。
10. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」を設けている理由を明らかにすること。
(会社) 平成4年から、起床点呼から乗務までが短いケースに付加している。全社的についている。
11. 「新潟車両センターの乗泊を利用した場合における点呼時間は覚醒5分後とする」とした理由を明らかにすること。また、この記載における「覚醒」とは何か明らかにすること。
(会社) 起床点呼後の付加5分を新潟支社では覚醒と呼んでいた。
12. 新潟支社において「起床点呼後における付加時間(5分)」の一部見直しによりモデル時間から5分減じるのか明らかにすること。
(会社) 労務実態・提供なければ減じ、新潟車両センターは点呼箇所からとなり、吉田駅は総体で見直す。
13. 新潟支社において「帰着点呼(車掌)」についての指導及び区所別の実態を明らかにすること。
(会社) 標準集は、あくまでも標準であり区所ごとに内規含めて当時の判断で行っている。
15. 現行、車掌の出場時間の基準を明らかにすること。
(会社) 車掌標準集に記載のとおりである。早め出場させる場合は付加時間としている。
(組合) 始発のドア開扉は運転士と本社提案であったが、優等は指定席拡大時、運転士が開けるのか。
(会社) 始発は運転士が開ける。車掌による早め開扉など必要であれば作業指示で付加時分とする。
16. 新潟支社の「準備時間」「折り返し時間」「整理時間」のモデル時間算出にあたり、積み上げられた作業及び労働時間を作業別に明らかにすること。
(会社) 必要な労働時間は確保していく考えである。足りていない認識は無い。今後は計測してとなる。列車にあたりが出ていない。
(組合) 実際に点呼が重なるので点呼時間を早めて対応して列車の遅れを防いでいる。社員の努力を見て欲しい。
(会社) 努力している事には感謝している。おっしゃられている事は分かる。あくまで実作業を基本ベースにしている。
(要求項目の一部のみ掲載しました。詳細は交渉メモを参考してください。)